

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農産課

法令名	農産物検査法	法令番号	昭和26年法律第144号							
手続名	地域登録検査機関の変更登録	根拠条項	第19条							
審査基準	変更する内容に関連する項目について、地域登録検査機関の登録に係る審査基準を準用する。									
	受付機関	農産課	処理機関	農産課	交付機関	農産課	標準処理期間	日	目次	
							標準経由期間	日		